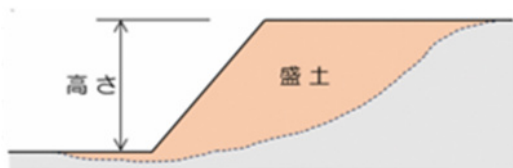


令和7年5月23日時点で 工事中の盛土等は届出が必要です

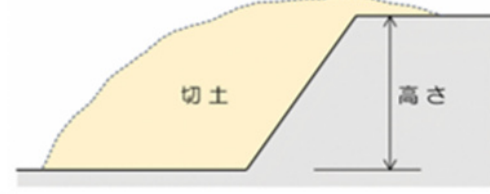
宅地造成及び特定盛土等規制法(通称;盛土規制法)が5月23日に運用開始されます。
既に工事等に「着手」し、施行日以降も工事中の盛土等は、**令和7年5月23日から
令和7年6月13日まで**に盛土等に関する**届出書の提出が必要です**。

届出が必要となる盛土等

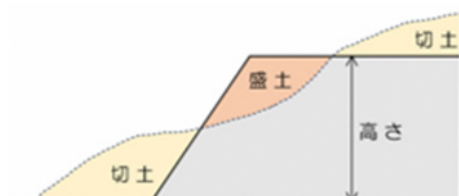
【土地の形質の変更（盛土・切土）】



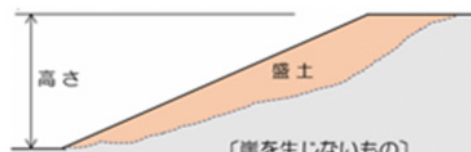
- ①盛土であって、当該盛土の土地の高さが1m超の崖を生ずるもの



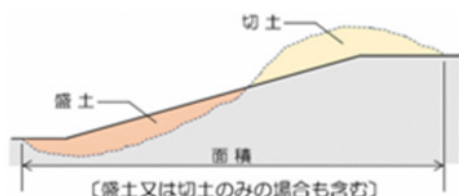
- ②切土であって、当該切土の土地で高さが2m超の崖を生ずるもの



- ③盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土部分の高さが2m超の崖を生ずるもの



- ④盛土で、高さが2m超となるもの（①、③を除く）



- ⑤盛土又は切土をする場合で、当該土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）※

※高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないものを除く

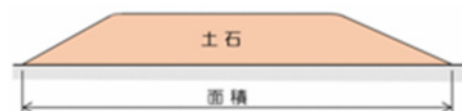
「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものです。

【土石の堆積】



- ①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となる土石の堆積

※高さが2m以下で、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えないものを除く



- ② ①に該当しない土石の堆積であって、土石の堆積の土地の面積が500㎡超となる土石の堆積

提出先・問合せ先

長崎県土木部盛土対策室 095-894-3133 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
届出等に関する情報は盛土対策室ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/morido/> 「長崎県」「盛土対策室」



問合せフォーム

着手とは？

工事現場において設計図書と照合して行う最初の土地の形質変更（根切り工事等）又は土石の堆積を行うことを言います。

➡宅地造成に関する工事の届出書（様式：省令第十五）

又は土石の堆積に関する工事の届出書（様式：省令第十六）を提出してください

工事規模が次に示す規模に該当する場合、
届出書に図面等を添付してください。

【宅地造成・特定盛土等の場合】

- ① 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの
- ② 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの
- ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土（①、②を除く）
- ④ 盛土で高さ5m超（①、③を除く）
- ⑤ 盛土又は切土の面積 3,000 m²超（①～④を除く）

【土石等の堆積の場合】

- ① 堆積の高さ5m超かつ面積 1,500 m²超
- ② 堆積の面積 3,000 m²超（①を除く）

【添付する図面・書類】

図面の名称	明示すべき事項	区分		備考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
位置図	・ 縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
地形図	・ 縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	要	要	等高線は2メートルの標高差を示すこと
土地の平面図	・ 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	要	—	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
	・ 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容。	—	要	
写真その他の資料（工事範囲を赤枠で囲むこと）		要	要	盛土及び切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにするもの